

平成 25 年 1 月 1 日

施 設 概 況

神 戸 拘 置 所

1 施設の沿革

神戸拘置所

- 明治 初年 神戸坂本村（現兵庫区）に未決監舎を設置
大正 8年 4月 神戸監獄橋通分監と改称
昭和16年11月 監獄官制の一部改正により神戸拘置所と改称して独立
昭和22年12月 神戸市兵庫区菊水町2丁目元神戸刑務所跡地に新築，舎房等竣工により移転完了
昭和53年12月 新施設（現在地）に移転完了
平成 7年 1月 阪神淡路大震災により被災
平成 8年 3月 地震災害復旧工事完了
平成23年 9月 耐震改修工事完了

尼崎拘置支所

- 昭和24年 5月 犯罪の急増に伴い，尼崎・西宮・伊丹の3市が各別に「拘置所設置運動」を起こし，陳情の結果，尼崎市に設置決定
昭和25年 2月 法務局・裁判所が事務所として使用していた旧憲兵隊庁舎を増改築するとともに舎房新築工事着工
昭和28年 6月 神戸刑務所尼崎拘置支所として開庁
昭和35年 9月 神戸拘置所に移管（全国で拘置所が支所を所管する先駆け。）
昭和47年 9月 庁舎現地改築のため収容業務停止
昭和48年 2月 庁舎改築工事着工
昭和49年 5月 庁舎竣工に伴い収容業務再開
平成 7年 1月 阪神淡路大震災により被災
平成 7年10月 地震災害復旧工事完了
平成19年 4月 医務課廃止

2 施設の運営方針（平成24年度）

（1）保安事故の防止等

本年1月に発生した管外刑事施設における逃走事故、昨年8月に発生した管内少年施設における逃走事故、いずれも職員の保安意識の弛緩や保安警備体制の不備などが指摘されている。

当然、我々の施設が社会から期待されている第一の重大な使命は、身柄の確保に他ならず、これが果たせてはじめてその他の使命が実行できる。

そこで、過去、当所において逃走事故はなかったという事実があるだけに、将来も起こらないだろうという気の緩みを戒め、逃走に限らず自殺、火災等の保安事故の絶無を期することとする。

また、近い将来確実に発生するとされる南海・東南海地震等の巨大地震に備え、引き続き防災体制の充実強化を図ることとする。

（2）綱紀の厳正な保持

矯正職員として、他にも増して高い倫理観を求められることを強く自覚し、公私において国民から疑念を抱かれることのないよう綱紀の厳正な保持に努め、自らを律することにより、また、不祥事防止対策委員会の活用を通じて、悪質な職務関連の非違行為や私事非行等の不祥事の根絶を期することとする。

（3）被収容者処遇の充実

改善指導、教科指導の充実、体制の強化は当然のこととして、被収容者の生活環境の改善、暑さ・寒さ対策その他の充実を図ることとする。

（4）職場環境の改善

当所は、世代交代を終え経験の浅い職員が増加しているところ、その育成、関係部署、関係職員間の意思疎通こそが職員の業務負担を軽減する近道であると考えてるので、若手職員の早期育成に配意した職員配置、連携の強化を期することとする。

また、施設設備については、節電等必要なコスト意識を持ちつつ、努めて整理整頓、効率化の徹底を図ることとする。

3 組織図

別紙様式1のとおり。

4 職員関係

(1) 概況

平成24年度の職員定員は、本所128名、支所44名、計172名である。

ア 幹部職員名簿

別紙様式2のとおり。

イ 職員数

別紙様式3のとおり。

(2) 勤務上の問題点とその改善状況

収容率は、やや低下傾向にあるが、神戸地方裁判所各支部への遠距離出廷業務のほか、公判前整理手続への出頭が増加するなど、職員配置に苦慮することも少なくない。

被収容者については、高齢者等が増加しており、保安事故等を防止するため、不祥事防止対策委員会を有効的に機能させるほか、出廷時及び平素における警備体制に万全を尽くすとともに、職員研修、職務研究会及び諸訓練を活発に行い、刑務官としての自覚と責任感の高揚を図り、適正な服務規律の保持に努めている。

5 収容状況

(1) 収容区分及び最近における収容状況の概要

当所は、未決拘禁者及びA指標受刑者（経理係）を収容する施設である。

収容定員は508名であるが、平成24年4月1日現在の収容人員は、269名であり、収容率は52.9パーセントである。

(2) 収容状況

別紙様式4のとおり。

(3) 収容定員・現員

別紙様式5のとおり。

6 保安関係

(1) 概況

ア 最近5か年の年間一日平均収容人員は、下表のとおりである。

年	20年	21年	22年	23年	24年
1日平均 収容人員	380	348	392	339	288

イ 暴力団関係被収容者

平成24年4月1日現在、暴力団関係者の収容状況は、[REDACTED]
3名、その他組員4名の合計7名（現役のみ。収容全体の2.6パーセント）であり、全員を分散収容し、所内の規律秩序の維持に努めている。

ウ 処遇困難者

(ア) 精神変調者等

収容は減少傾向にある中、精神疾患を有する者や覚せい剤中毒の後遺症等を有する精神変調者等の入所は定率で継続しており、これらの者の処遇については、自殺、自傷、暴行等の突発的な不測の事態を未然に防止するため、入所時等の面接を通じて、その心情把握に努めているほか、監視カメラ設置室を有効活用するなどして、綿密な動静視察に努めている。また、必要に応じて警察、検察庁等と緊密な連絡を取り、その処遇に万全を期している。

(イ) 外国人被収容者

外国人被収容者については、平成24年4月1日現在、4か国7名（中国人2名、ベトナム人2名、ナイジェリア人1名、フィリピン人2名）を収容している。

生活習慣及び文化が異なることから心情不安定な状態となり、突発的な行動等も予想されるので心情把握に努めるとともに、綿密に動静視察を行うこととしている。

(2) 事故等の現状

別紙様式6のとおり。

(3) 懲罰の現状

別紙様式7のとおり。

(4) 不服申立ての現状

別紙様式8のとおり。

(5) 警備・処遇上の改善状況

ア 保安事故防止対策

(ア) 長期の求刑又は長期の判決があった者、外部交通等により心情不安定に陥っている者については、その都度、また、自殺企図歴及び逃走歴がある者等については、入所後、速やかに、監督係職員が職権面接を実施し、心情把握を行っているほか、居室棟担当職員においても新入者全員に対し、面接を実施して心情把握の徹底を図っている。

(イ) 逃走事故が発生した場合には、迅速に110番通報することを逃走事故発生時の対応マニュアルに盛り込んだほか、所轄警察署との間で、手配書の提供、緊急配備等の協力、運用体制について協議を整えた。

また、毎月1日を「保安の日」、毎月11日を「逃走事故防止の日」と定め、監督当直者等が事故防止のスポット研修（訓示）を実施している。

イ 処遇の改善状況

(ア) 制限区分第2種A指定者に対する処遇の一環として、延灯させるため、居室内に時計及び蛍光灯を備品として整備している。

(イ) 経理係受刑者の改善指導の内容を一層充実したものとするため、毎月1回、矯正指導日に担当職員による面接指導を実施している。

(6) 外部交通の状況

別紙様式9のとおり。

(7) 巡視及び参観の状況

別紙様式10のとおり。

(8) 重点目標

ア 保安事故防止に向けた保安警備体制の充実強化

イ 職員不祥事の防止

ウ 法的地位に則した適正処遇の推進

エ 職務執行能力の向上

7 作業関係

(1) 作業運営の現状及び問題点とその対策

ア 作業実施状況

当所の生産作業は、移送待ち受刑者による洗濯ばさみ組立・紙袋製作の作業を居室内で実施している。契約業者数は3業者である。

平成23年度の調定額は、目標額7,000千円のところ、6,096千円（達成率87.1パーセント）である。

平成24年度の調定目標額は、移送待ち受刑者等の収容人員の動向等を考慮して、6,000千円としている。

イ 問題点と対策

（ア）問題点

作業量の安定供給と生産単価の高い製品の受注をいかに確保するかが重要課題である。

（イ）対策

a 既存業者との連絡を密に、就業人員に見合った受注の確保と生産性の向上を図る。

b 製品の品質管理・納期管理に努め、業者との信頼関係を高めることで作業量の確保を図る。

＜付表＞業種別作業状況表 別紙様式11のとおり。

（2）重点目標

作業安全衛生の推進

8 教育関係

（1）改善指導、教科指導及び問題点とその対策

教育活動の現状（平成23年）

ア 各種指導等

実 施 項 目	内 容	等
刑執行開始時指導等	期間2週間 実施回数	16回 32名
	期間3日 実施回数	4回 4名
釈放前指導等 仮釈放 満期釈放 満期釈放（短期受刑者）	期間2週間 実施回数	15回 26名
	期間7日 実施回数	1回 1名
	期間3日 実施回数	4回 4名
	期間3日 実施回数	4回 4名
特 別 改 善 指 導	薬物依存離脱指導（10単位）	3回 12名
	交通安全指導（9単位）	3回 12名
一 般 改 善 指 導	社会復帰支援指導（7単位）	3回 21名
	断酒指導（8単位）	1回 4名
そ の 他	漢字習熟度検定試験（4級）	1回 5名

イ 行事等

実 施 項 目	内 容	等
講 話 等	就労支援講話	1 回
集 会	2 類集会 1 2 回, 2・3 類集会 1 2 回 誕生会 毎月 1 回 (1 2 回)	
施 設 外 指 導	釈放前指導として神戸保護観察所へ 施設外奉仕活動	1 5 回 2 5 名 1 回 3 名
体育・レクリエーション	盆踊り大会 体育指導 (エアロビクス等) ソフトバレーボール大会	1 回 4 回 1 回
そ の 他	観桜会 のど自慢大会 (カラオケ)	1 回 1 回

ウ クラブ活動

実 施 項 目	内 容	等
クラブ活動	書道クラブ 1 0 回, 絵画クラブ 9 回, 文芸クラブ 1 1 回 園芸クラブ 5 回, 囲碁・将棋クラブ 1 1 回	
通信教育 公費	○ 漢字検定 2 級講座 ○ 園芸講座 ○ 日商簿記検定 2 級講座 ○ 宅地建物取引主任者講座 ○ 栄養と料理一般講座 (基礎)	1 名 1 名 2 名 2 名 2 名 計 8 名

エ 図書新聞等取扱状況

実 施 項 目	内 容	等
官 本 総 冊 数	総冊数	8, 9 8 1 冊 (外国語官本 5 0 6 冊)
官 本	貸出総冊数	3 7, 6 4 0 冊
私 本	取扱総冊数	5 5, 4 6 8 冊
新 聞 紙	取扱部数	1 9, 9 2 8 部
そ の 他 の 文 書	取扱部数	3, 0 6 1 部

オ 宗教教誨・篤志面接状況

実 施 項 目	内 容 等
教 誨 師 数	21名（仏教8名，神道6名，キリスト教4名，諸教3名）
実 施 回 数 等	来訪154回，個人教誨238名，グループ教誨14回
宗 教 行 事	彼岸会2回（仏教），灌仏会1回（仏教），盂蘭盆会1回（仏教），クリスマス会（キリスト教），みおや祭り（神社神道）
篤志面接委員数	10名（更生保護関係4名，家庭相談関係3名，法曹関係2名，宗教関係1名）
実 施 回 数	来訪回数70回（個人面接79回，グループ面接19回） 更生座談会開催 2回（7月）

（2）問題点とその対策

平成23年度，新たに配置された教育専門官，非常勤の処遇カウンセラー（薬物担当）を活用し，処遇技法等の研修を通して，職員の指導力向上を図っているほか，薬物依存離脱指導におけるグループワーク及び個別指導を充実させることができた。今後は，各種教育カリキュラムの検証を行い，更に充実させたい。

（3）重点目標

改善指導の充実強化と質的向上

9 医療関係

（1）患者動態の状況

別紙様式12のとおり。

主たる病名は，高血圧症，糖尿病，肝障害，歯痛，薬物依存症を起因とした精神病である。

（2）今後必要とされる医療対策

近年，被収容者の高齢化，生活習慣病に罹患した者の入所増等により，外医受診，病院移送の件数も増加傾向にあり，これらの受入医療機関の確保，緊急時における医療体制を充実させるため，医師及び外部医療機関との連携を密にして，良好な協力関係を維持・発展させることとしている。

10 分類関係

(1) 処遇調査の実施状況

別紙様式13のとおり。

(2) 処遇調査結果の処遇への利用状況

調査専門官が刑執行開始時に処遇指標及び処遇要領を作成している。

また、定期・臨時再調査の際には、受刑者の心情や更生意欲等を把握するとともに、処遇指標及び処遇要領の変更の要否を検討している。いずれの調査の結果についても、処遇部門の関係職員及び企画部門（指導）の職員に伝達し、処遇及び各種改善指導実施の参考に資するよう配意している。

(3) 処遇審査会の開催状況

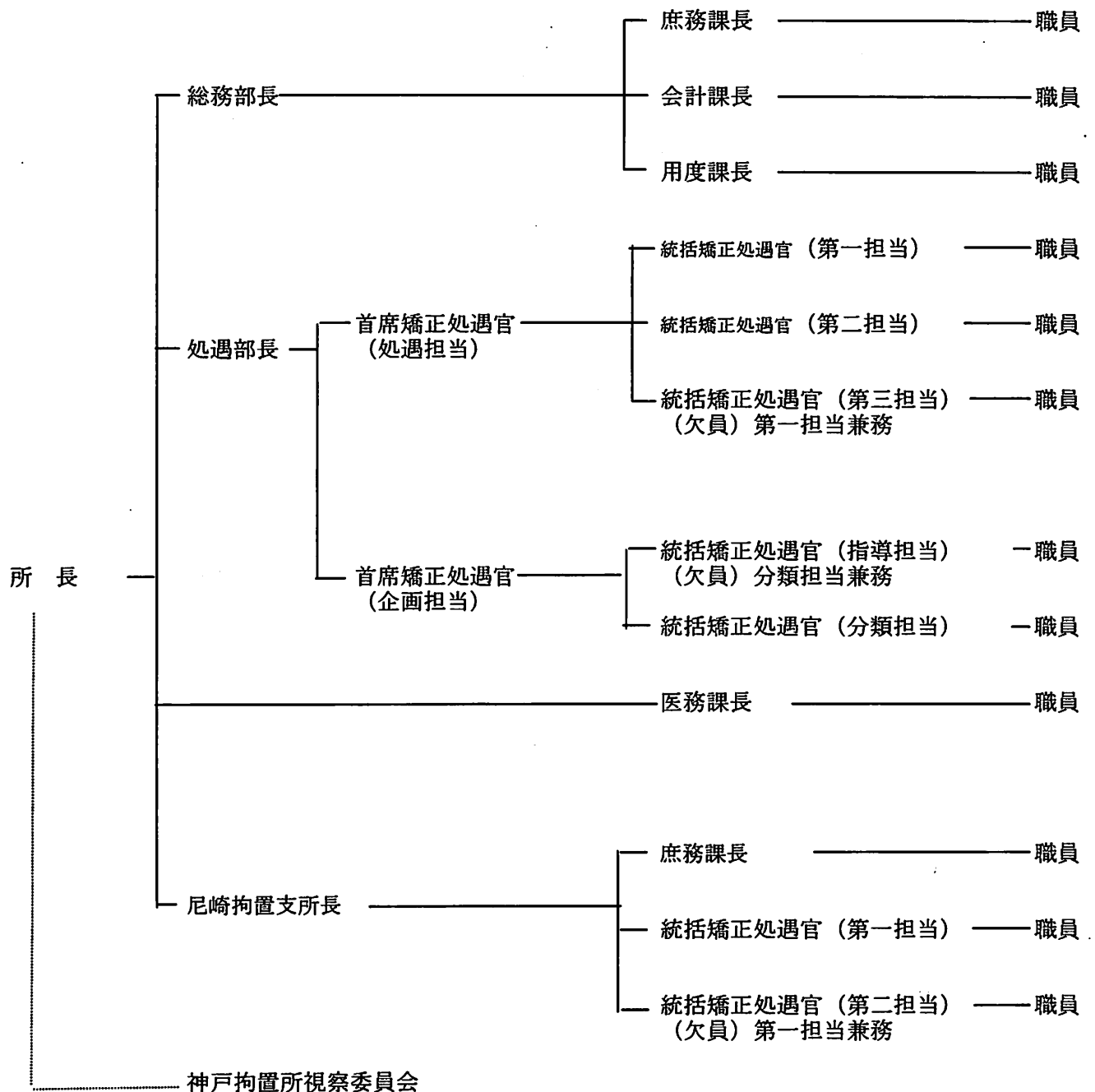
別紙様式14のとおり。

(4) 問題点とその対策

受刑者の高齢化や心身に疾病を有する者の増加、初犯受刑者の全般的な資質の低下等により、経理作業就業者の確保や大井造船作業員候補者等の選定に苦慮しているところである。こうした状況にあることを施設全体が理解した上で、経理作業就業者として選定した受刑者を教育しながら就業させることとしており、また、必要な技能を有する累犯受刑者については積極的に区分外収容の申請を行うなどして、自営作業に支障が生じないよう努力している。

様式 1

3 組織図



様式2

ア 幹部職員名簿（神戸拘置所）

職 名		官 名	氏 名	年齢	勤務年数	現任庁 在職期間	前任庁等	備 考
本 所	所 長	矯正長	山本 一生			0.09	高知少年鑑別所 所長	
	総 務 部 長	矯正副長	岡田 和治					
	処 遇 部 長	矯正副長	大藪 幸雄					
	庶 務 課 長	看守長	大竹 正彦					
	会 計 課 長	看守長	古原 伸之					
	用 度 課 長	看守長	中野 嘉宣					
	医 務 課 長	技官						
	首席矯正処遇官 (処遇担当)	看守長	荻澤 淳					
	首席矯正処遇官 (企画担当)	看守長	木下 廣喜					
	統括矯正処遇官 (第一)	看守長	山口 亮					
	統括矯正処遇官 (第二)	看守長	清瀬 雅彦					
	統括矯正処遇官 (第三)	看守長	欠員					
	統括矯正処遇官 (指導担当)	看守長	欠員					
	統括矯正処遇官 (分類担当)	看守長	坂之上優司					
支 所	支所長	矯正副長	吉川 恒久					
	庶務課長	看守長	山部 文明					
	統括矯正処遇官 (第一)	看守長	小林 亮介					
	統括矯正処遇官 (第二)	看守長	欠員					

様式 3

イ 職員数 (刑事施設)

区 分	行政職 (一)	行政職 (二)	公安職 (一)	医療職	合 計
神戸拘置所			125	3	128
尼崎拘置支所			44		44

様式 4

(1) 最近 5 年間における収容状況

年次	入所(院) 人 員	対前年増 △ 減 数	出所(院) 人 員	対前年増 △ 減 数	1 日 平 均 収 容 人 員	対前年増 △ 減 数	年間最大 収 容 人 員	対前年増 △ 減 数
20	1,362	△122	1,427	△101	380	△40	428	△35
21	1,488	126	1,436	9	341	△39	409	△19
22	1,822	334	1,878	442	391	50	430	21
23	1,464	△358	1,453	△425	340	△51	388	△42
24	1,289	△175	1,368	△85	288	△52	362	△26

様式 5

(2) 収容定員・現員

刑事施設

(平成20年12月31日現在)

区 分	人 員				居 室 数	
	定 員		現 在 員		単 独 室	共 同 室
	未 決	既 決	未 決	既 決		
神戸拘置所	(21) 348	(15) 160	(15) 135	(15) 214		
尼崎拘置支所	(9) 121	(0) 28	(4) 46	(0) 29		
計	(30) 469	(15) 188	(19) 181	(15) 243		

刑事施設

(平成21年12月31日現在)

区 分	人 員				居 室 数	
	定 員		現 在 員		単 独 室	共 同 室
	未 決	既 決	未 決	既 決		
神戸拘置所	(21) 348	(15) 160	(10) 186	(18) 215		
尼崎拘置支所	(9) 121	(0) 28	(3) 52	(2) 30		
計	(30) 469	(15) 188	(13) 238	(20) 245		

刑事施設

(平成22年12月31日現在)

区 分	人 員				居 室 数	
	定 員		現 在 員		単 独 室	共 同 室
	未 決	既 決	未 決	既 決		
神戸拘置所	(21) 348	(15) 160	(7) 162	(15) 183		
尼崎拘置支所	(9) 121	(0) 28	(6) 59	(1) 25		
計	(30) 469	(15) 188	(13) 221	(16) 208		

刑事施設

(平成23年12月31日現在)

区 分	人 員				居 室 数	
	定 員		現 在 員		単 独 室	共 同 室
	未 決	既 決	未 決	既 決		
神戸拘置所	(21) 348	(15) 160	(17) 157	(10) 199		
尼崎拘置支所	(9) 121	(0) 28	(4) 77	(1) 30		
計	(30) 469	(15) 188	(21) 234	(11) 229		

刑事施設

(平成24年12月31日現在)

区 分	人 員				居 室 数	
	定 員		現 在 員		単 独 室	共 同 室
	未 決	既 決	未 決	既 決		
神戸拘置所	(21) 348	(15) 160	(21) 151	(5) 126		
尼崎拘置支所	(9) 121	(0) 28	(4) 68	(3) 30		
計	(30) 469	(15) 188	(25) 219	(8) 156		

様式 6

(2) 事故等の現状

年次	総件数	逃 走		火災	自殺	同衆 殺傷	作業上 死傷	その他
		件数	(人員)					
2 2 年	0	0	(0)	0	0	0	0	0
2 3 年	0	0	(0)	0	0	0	0	0
2 4 年	1	1	(1)	0	0	0	0	0

様式 7

(3) 懲罰の現状

事 由	年 次	件数		
		22年	23年	24年
被 収 容 者 殺 傷		0	0	0
被 収 容 者 暴 行		1	3	4
職 員 等 殺 傷		0	2	0
職 員 等 暴 行		2	8	5
抗 命		12	5	4
逃 走		0	0	0
争 論		4	7	6
毀 棄		14	11	2
た ば こ 事 犯		0	0	0
物 品 不 正 所 持		1	2	1
物 品 不 正 授 受		6	5	0
不 正 製 作		1	2	6
喝 窃 食		0	0	1
わ い せ つ 行 為		0	0	0
賭 博 ・ 同 類 似		0	0	2
怠 役		1	2	1
自 傷		13	6	7
通 声		28	17	10
ひ ぼ う ・ 中 傷		1	4	1
教 唆・ほう助・せん動		0	0	0
そ の 他		72	84	75
総 数		156	158	125

様式 8

(4) 不服申立ての現状

		(平成 2 2 年)		(平成 2 3 年)		(平成 2 4 年)	
種別		申立件数	申立人員	申立件数	申立人員	申立件数	申立人員
審査の申請		2	2	7	5	5	3
再審査の申請		0	0	1	1	0	0
事実の申告	管区長	1	1	3	2	4	2
	大臣	0	0	1	1	2	1
苦情の申出	大臣	5	5	14	6	7	6
	監査官	9	9	4	4	8	8
	所長	26	20	41	22	31	23
訴訟	民事	0	0	5	3	2	1
	行政	0	0	0	0	0	0
告訴・告発	告訴	3	3	4	2	0	0
	告発	0	0	1	1	0	0
その他	付審判請求	0	0	0	0	0	0
	人権侵犯申告	3	3	0	0	4	4
	請願	2	1	49	5	5	1
	その他	0	0	1	1	0	0
総数		51	44	131	53	68	49

様式 9

(6) 外部交通の状況

ア 面会

(平成 2 4 年)

区 分		件数		
		未決	既決	計
受 理		7, 871	1, 925	9, 796
制限等	不許可	69	41	110
	一時停止	1	0	1
	終了	1	0	1

イ 信書

(平成 2 4 年)

区 分			件数		
			発信	受信	計
未 決	受 理		14, 810	9, 556	24, 366
	制限等	禁止	0	0	0
		一部抹消及び削除	1	0	1
		差止め	0	0	0
既 決	受 理		3, 925	5, 008	8, 933
	制限等	禁止	0	137	137
		一部抹消及び削除	0	4	4
		差止め	0	2	2
計	受 理		18, 735	14, 564	33, 299
	制限等	禁止	0	137	137
		一部抹消及び削除	1	4	5
		差止め	0	2	2

ウ 電話による通信

(平成 2 4 年)

区 分		件数		
		未決	既決	計
受 理		47	7	54
制限等	不許可	0	0	0
	一時停止	0	0	0
	終了	0	0	0

様式10

(7) 巡視・弁護士会参観の状況 (行刑施設)

(平成24年)

区 分		件 数	人 員
巡 視	裁 判 官		
	検 察 官	2	5
弁 護 士 会 参 観			

様式11

業種別作業実施状況表

(単位：千円)

業 種		調定額	2 3 年度 3 月末就業人員 (人)			
			製作作業	提供作業	事業部作業	合 計
木 工						
印 刷						
洋 裁						
金 属						
革 工						
農 業						
その他		6,096		115		115
職業訓練						
自営	経 理		62			62
	営 繕		3			3
合 計		6,096	65	115		180

様式12

(1) 患者動態の状況

(平成24年)

種別 区分	休 患	養 者	非休 患 養 者	患者集禁 施送 設者	外 部 通院者	病 院 移送者	執 行 停 止 出所者	死亡者	勤務時 間外診 療人員
総数 (人)		60	1,820	2	91	60	3		54
未決 (人)		36	700		75	36	2		22
既決 (人)		24	1,120	2	16	24	1		32

様式13

(1) 処遇調査の実施状況

(平成 2 4 年)

区 分	刑執行開始時 調査件数	再調査		調査総数
		定期再調査	臨時再調査	
調査件数 (件)	660	120	211	331

様式14

分類（処遇）審査会の開催状況

（平成24年）

開催回数		318	（回）
審 議 事 項	処遇指標（分類級）決定	660	（件）
	釈放	184	（件）
	制限の緩和	183	（件）
	作業指定	101	（件）
	処遇要領・その他	183	（件）
審議総件数		1,311	（件）